

## 神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制について

### 【課題】

#### 1. 関係機関が多く複雑で、市民や支援者にとって分かりにくい。

本市では、就学前の発達のご案内になる子どもや障害児に対し、各区役所・こども家庭センター・療育センター・保育所・幼稚園の他、通級指導教室や児童発達支援事業所などが互いに連携し、重層的な支援を実施している。

一方で、関係機関が多様にあるため、それぞれの機関が担っている役割や機能、子どもの発達や障害に関する相談や支援の流れが複雑で、市民・支援者にとって分かりにくい。

#### 2. こども家庭センター・療育センターの受付から相談（診察）までの待機期間が長期化している。

待機期間が長期化する要因として、以下が考えられる。

- ①発達障害への社会的な理解や認知の拡がりにより、子どもの発達に関する相談ニーズが増加
- ②子どもの発達に関する相談機関・支援機関の役割・機能について、支援者間の相互理解が不十分
- ③両センターにおいて、家族の不安から専門的な相談まで、幅広い内容が混在

### 【課題解決に向けた取り組み】

#### 1. 「障害のある子ども・医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」の発行（R2.3）

⇒支援者にとってより使いやすいものとなるよう改訂予定（R5 予定）

#### 2. 相談機関・支援機関の役割・機能の整理（R1・R2）

#### 3. 相談機関・支援機関の役割・機能に関する広報（R3～）

[神戸市ホームページ]

##### ①「子どもの成長・発達に関する相談」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/hattatusodan.html>

・ページを新設（R3.10）

・スマートフォンでの視認性向上、市民目線を意識したページ改修（R4）



##### ②「発達の相談・発達障害の診療を行っている医療機関」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/iryokikan.html>

・子どもの発達の相談・発達障害の診療を行う医療機関リストを公表（R4.4）

【R5.5 現在】一般的な発達の相談が可能な医療機関 22 機関

発達障害（神経発達症）に関する専門的診療が可能な医療機関 18 機関



##### ③「障害児通所支援事業所ガイド」

[https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/shogaijitsushoshien\\_jigyosho\\_guide.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/shogaijitsushoshien_jigyosho_guide.html)

・地域の児童発達支援や放課後等デイサービスなど通所支援を行っている事業所のサービス内容が分かるガイドブックを公表

【R5.5 現在】市内約 180 事業所（全事業所の半数）を掲載



#### 4. 発達相談支援体制の充実（「こべっこ発達専門チーム」の新設）

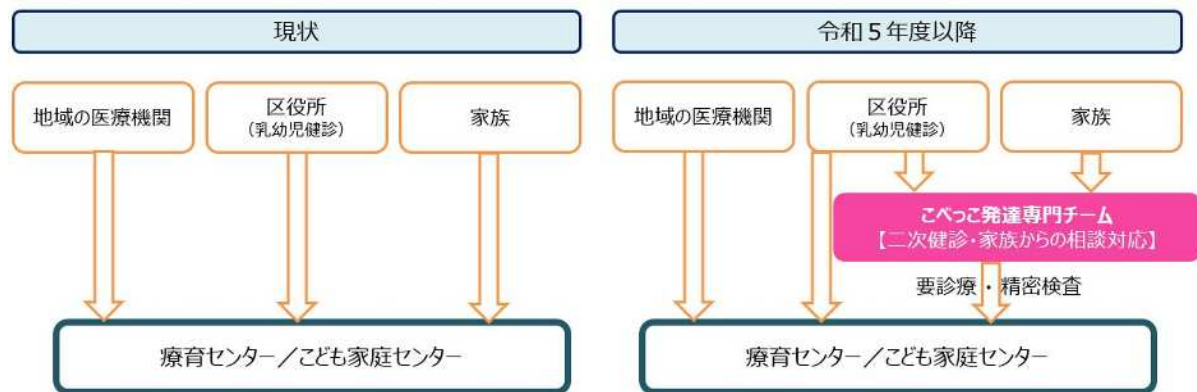
##### 【背景】

- ・子どもの発達に関する相談は、各区役所や地域の医療機関、こども家庭センターや療育センターなどの関係機関で対応している。
- ・発達障害に対する社会の理解が広がり、こども家庭センターでの発達相談・検査、療育センター診療所での診察・訓練など、専門機関の利用を希望される保護者が増加している。
- ・そのため、こども家庭センターにおける療育手帳の取得等に必要となる検査や、療育センターにおける診察にかかる待機期間が長期化しており、抜本的な対策が求められている。

##### 【事業の概要】

子どもの発達相談支援体制を充実させ、早期に診察や検査を受けられるように、医師・保健師・心理士等からなる「こべっこ発達専門チーム」（以下、専門チーム）を令和5年4月に発足した。

未就学児を対象に、①乳幼児健診後の二次健診、②家族からの相談対応を、同年10月より垂水区・西区でモデル的に実施する。専門チームで得られる知見やノウハウを横展開し、区の相談機能や乳幼児健診の充実を目指す。



##### ① 二次健診

- ・乳幼児健診（1歳6カ月児・3歳児）の後、発達のフォローが必要な子どもを対象に、小児の発達専門の医師による二次健診を実施し、専門的見地から助言を行い、子どもの発達の特性やニーズに沿った適切な支援先へつなぐ。
- ・より詳しい診療や検査が必要な場合は、専門医療機関や精密検査機関へつなぐ。

##### ② 家族からの相談対応

- ・保健師・ケースワーカー・心理士が、面談・簡易検査を行い、専門的見地から助言を行い、子どもの発達の特性やニーズに沿った適切な支援先へつなぐ。
- ・より詳しい診療や検査が必要な場合は、専門医療機関や精密検査機関へつなぐ。

##### ○専門チームの活動エリア

垂水区及び西区（西部療育センター対象区域）

##### 【期待する効果】

- ・子どもの成長や発達が気になる家族からの相談に対し、専門チームが対応することで、家族の不安や悩みを軽減し、適切な支援先へ早期につなぐことができる。
- ・専門チームで得られる知見やノウハウを全市展開することで、子どもの発達に携わる地域の関係機関全体の対応力が上がり、市民がより身近な地域で相談や支援を受けることができるようになる。

<参考>

母子保健事業における発達障害児への支援

(1) 乳幼児健康診査における早期発見・早期支援

- ・各区において、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査（以下「乳幼児健診」）の際、問診によるスクリーニングを行い、児童に発達障害の特徴があったり保護者が発達に不安を感じている場合等に、臨床心理士等による精神発達相談を実施。
- ・乳幼児健診後や保護者から相談があるなど個別に支援が必要な場合には、保健師が家庭訪問や電話により継続支援。

【健診時の育児相談及び精神発達相談件数】

① 1歳6か月児健康診査

	対象児数	受診児数	受診率	育児相談数	実施率	精神発達相談数	実施率
令和元年度	10,956	9,811	89.5%	9,621	98.1%	919	9.4%
令和2年度	8,332	9,108	109.3%	8,894	97.7%	877	9.6%
令和3年度	10,943	10,663	97.4%	10,435	97.9%	972	9.1%

② 3歳児健康診査

	対象児数	受診児数	受診率	育児相談数	実施率	精神発達相談数	実施率
令和元年度	11,887	10,612	89.3%	10,372	97.7%	964	9.1%
令和2年度	8,043	8,999	111.9%	8,770	97.5%	767	8.5%
令和3年度	11,881	11,468	96.5%	11,178	97.5%	909	7.9%

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を一部延期

※令和2年度の受診率が100%を超えている理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度の対象児が令和2年度に受診したため。

(2) 要フォロー子育て教室

- ・乳幼児健診において発達等のフォローが必要とされた児童と保護者を対象に、保健師・保育士・臨床心理士等による子育て教室を開催し、設定遊び・自由遊び・親支援等を通じて、不安や悩みの解消、仲間づくりを支援。

〔令和3年度実績〕※参加児数は延べ人数

	東灘	灘	中央	兵庫	北	北神	長田	須磨	北須磨	垂水	西	合計
開催回数	32	18	32	24	35	23	15	11	18	32	31	271
参加児数	46	49	96	67	202	62	56	61	55	107	100	901

(3) 発達支援のための個別専門相談

- ・乳幼児健診等において発見された発達障害またはその疑いのある児童やその保護者等を対象に、特別支援教育士・臨床心理士・保健師等により、具体的な関わり方の指導・助言を実施。

〔令和3年度実績〕※相談児数は延べ人数

	東灘	灘	中央	兵庫	北	北神	長田	須磨	北須磨	垂水	西	合計
相談児数	13	20	27	15	16	16	12	16	20	16	35	206

## 神戸市こども家庭センターにおける発達相談の状況について

## 1. 障害相談件数の推移

障害相談件数は、こども家庭センター全体の相談件数の約6割を占め、平成28年度に5,000件を超えて以降、高止まりの状況で推移しています。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度★	R3年度	R4年度※
相談件数	4,970	5,251	5,142	5,376	5,186	4,899	5,098	5,060
前年度比	+5%	+5%	△2%	+4.6%	△3.6%	△5.5%	+4.1%	△1%
総相談件数	7,087	7,662	7,955	8,547	8,651	8,604	9,009	8,950
比率	70.1%	68.5%	64.6%	62.9%	59.9%	56.9%	56.6%	56.5%

★令和2年度4～5月の新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令期間中は、緊急対応以外の相談対応を保留。

※令和4年度の件数は速報値

## 2. 障害相談の体制強化・機能分化

令和5年度の組織の再編成により、発達相談係の機能を発達相談に関する「検査・助言」に特化し、虐待や非行などを伴う障害相談は、支援2係において「1世帯につき1ケースワーカー」を原則とした支援を行っています。

【令和4年度】	担当課長	担当課長	担当課長
	発達相談係	判定指導係 (障害担当)	支援2係
業務	検査・助言	心理判定	専門相談
係長	1名(福祉)、2名(心理)		7名(※)
児童福祉司	13名(うち6名会計年度)	—	7名
児童心理司	11名(うち7名会計年度)	2名	—

※支援2係の係長は障害相談以外の相談も対応

## ○発達相談係の体制

【令和5年度】	担当課長
業務	発達相談に関する検査・助言
係長	1名(福祉)、2名(心理)
児童福祉司	14名(うち5名会計年度)
児童心理司	14名(うち6名会計年度)



### 3. 今後の取り組み

こども家庭センター、区役所、療育センター等、こどもの障害や発達に関する相談機関について、相談者から見た時に、各相談機関・社会資源の役割がわかりにくくなっています。引き続き、各相談機関・社会資源の役割を整理して明確化し、わかりやすくお伝えしていく必要があります。

また、今秋より試行実施される「こべっこ発達専門チーム」の取り組みを含め、各相談支援機関との連携を図り、相談者のニーズに対応できるよう努めてまいります。合わせて、人材育成に努め、こどもの障害や発達についての専門相談機関としての役割を果たしてまいります。

#### <参考>

○神戸市こども家庭センター 事業報告 「笑顔を求めて ―神戸の児童支援―」

※神戸市ホームページ URL

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46945/kosodate/sodan/center/shiryuu.html>

ホーム > 子育て > 相談・窓口・施設 > 神戸市こども家庭センター > 事業報告「笑顔を求めて―神戸の児童支援―」

## 特別支援教育の現状

### 1. 市立特別支援学校の児童生徒数（分校・分教室・訪問学級を含む）

（単位：人、令和5年5月1日現在）

		学校名					
		盲 (視覚)	友生支援 (知・肢・病)	青陽東養護 (知)		青陽須磨支援 (知・肢)	いぶき明生支援 (知・肢)
				灘さくら支援 (知・肢)	青陽灘高等支援 (知)		
年度	元	32	285 (知163) (病28)	194		279 (知241)	340 (知240)
	2	26	286 (知169) (病24)	195		294 (知259)	358 (知252)
	3	22	236 (知163) (病25)	133 (知89)	109	299 (知265)	358 (知261)
	4	22	234 (知169) (病22)	143 (知86)	115	305 (知272)	363 (知285)
	5	27	217 (知164) (病14)	178 (知114)	114	323 (知291)	393 (知326)

※令和3年4月、青陽東養護学校の知的高等部以外の部門及び、友生支援学校の肢体部門の一部（東灘区、灘区、中央区）を移転し、灘さくら支援学校（知肢併置）を開校。青陽東養護学校の知的高等部は青陽灘高等支援学校として開校。

## 2. 市立小中学校の特別支援学級設置状況

(令和5年5月1日現在)

		校種				合計		平均 在籍数 (人)
		小学校		中学校		学級数	児童生徒数	
		学級数	児童数	学級数	生徒数			
年度	26	330	1,076	136	420	466	1,496	3.21
	27	349	1,168	142	460	491	1,628	3.32
	28	366	1,268	148	455	514	1,723	3.35
	29	384	1,394	147	457	531	1,851	3.49
	30	400	1,470	153	479	553	1,949	3.52
	元	400	1,536	164	517	564	2,053	3.64
	2	420	1,622	178	555	598	2,177	3.64
	3	431	1,703	181	563	612	2,266	3.70
	4	447	1,809	180	586	627	2,395	3.82
	5	456	1,922	175	560	631	2,482	3.93

※特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、「知的障害」「自閉症・情緒障害」学級の児童生徒は約95%を占めている。

### 3. 通級指導教室の状況

#### (1) 幼児児童生徒数

(単位：人)

		種別							合計
		きこえとことばの教室 (難聴・言語障害)		そだちとこころの教室 (自閉症・情緒障害)			学校生活支援教員 (LD・ADHD等)		
		幼児	児童(小)	幼児	児童(小)	生徒(中)	児童(小)	生徒(中)	
年度	26	113	224	58	135	35	33	8	606
	27	135	255	60	150	28	31	15	674
	28	140	293	58	148	32	43	18	732
	29	130	280	55	157	21	43	19	705
	30	187	320	69	157	46	43	19	841
	元	186	268	93	194	61	84	23	909

※ 平成26年度12月、北神に「道場教室(きこえとことばの教室)」を開設(計8教室)

平成27年度、「自閉症通級指導教室」を「そだちとこころの教室」に改称

平成28年度、西区に「竹の台教室(そだちとこころの教室)」を開設(計6教室)

(令和5年5月1日現在)

		種別								合計	
		きこえとことばの教室 (難聴・言語・発達)		そだちとこころの教室 (情緒・発達)		中学校通級指導教室 (情緒・発達)	(小)自校通級指導教室 (情緒・発達) ※令和2年度より設置		(中)自校通級指導教室 (情緒・発達) ※令和4年度より設置		
		幼児数	児童数	幼児数	児童数	生徒数	設置校数	児童数	設置校数		生徒数
年度	2	154	320	87	212	111	5	50	0	0	934
	3	166	326	59	221	108	15	184	0	0	1064
	4	166	319	59	209	129	24	356	1	14	1252
	5	180	290	82	206	120	36	542	4	50	1470

※ 発達(障害)は「自閉症、LD、ADHD」

※ 令和2年度、自校通級指導教室(小学校)が5校開設。発達障害への対応を全教室で行い、学校生活支援教員による巡回指導等を受けていた児童生徒にも対応。今後、自校通級指導教室を充実させ、利便性の向上を図る

※ 令和3年度、自校通級指導教室(小学校)が10校増え、計15校に。

※ 令和4年度、自校通級指導教室が中学校にも設置され全体で10校増え、計25校に。(小24校、中1校)

※ 令和5年度、自校通級指導教室計40校(小36校、中4校)

#### (2) 高等学校における通級による指導

##### ・平成31(令和元)年度

4月より2年生2名の通級指導開始

1・2年生の教育相談・体験通級・通級審査を行い、2学期より通級指導開始

通級指導対象生徒 5校11名(35単位時間以上の履修者2名の単位認定)

• **令和2年度**

新型コロナによる休校のため、6月から指導開始。

通級指導対象生徒 5校17名(35単位時間以上の履修者5名の単位認定)

• **令和3年度**

通級指導対象生徒 5校15名

(卒業により4名が指導終了、進路先への支援引継ぎを行った生徒2名)

• **令和4年度(5/1現在)**

通級指導対象生徒 4校11名、体験通級中生徒2名

• **令和5年度(5/1現在)**

通級指導対象生徒 4校9名、通級指導申込済の生徒7名(今後手続きを経て通級指導開始予定)

(対象となる生徒)

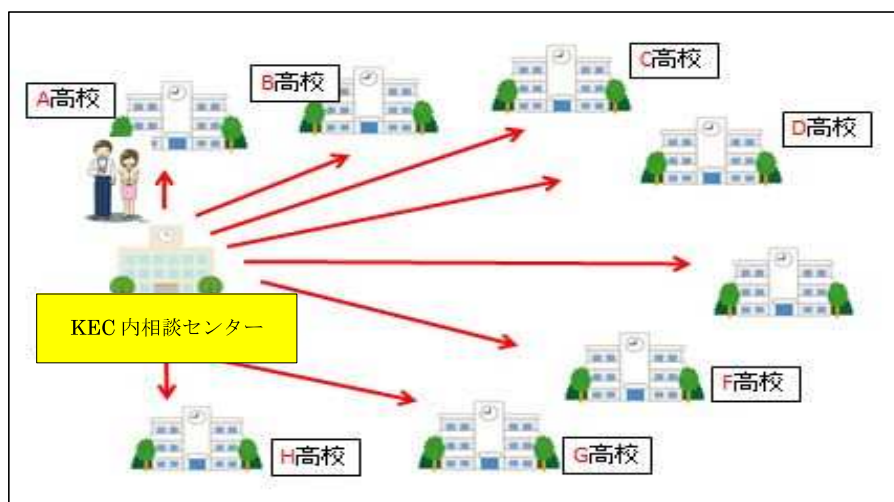
- ・保護者、本人、在籍校との合意形成した神戸市立高校生
- ・下記の障害あるいはその傾向により学习上または生活上に困難のある生徒  
LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、ASD(自閉症スペクトラム障害)

(指導形態)

- ・巡回による指導(通級指導担当教員が対象生徒在籍校に出向き指導)  
令和4年度から通級指導担当教員3名が総合教育センター内の特別支援教育相談センターに常駐し、巡回指導

(指導内容)

- ・個別学習またはグループ学習
- ・実態把握をもとに個別の指導計画を作成し指導する。(自立活動)



#### 4. 障害のある幼児の入園状況（市立幼稚園）

（単位：人、令和5年5月1日現在）

		障害種別				合計
		知的障害	発達に関わる事項	自閉症・情緒障害	その他障害	
年度	26	40	238	19	23	320
	27	31	250	59	22	362
	28	33	347	36	27	443
	29	19	311	39	19	388
	30	55	251	34	55	395
	元	38	290	42	20	390
	2	39	300	52	22	413
	3	35	257	49	17	358
	4	26	276	46	18	366
	5	24	208	55	26	313

#### 5. 特別支援学校の動向

- ①平成21年4月、青陽須磨支援学校を開校
- ②平成24年4月、青陽須磨支援学校に肢体不自由部門を設置
- ③平成25年4月、友生養護学校を友生支援学校として兵庫区に移転し、肢体不自由部門に加え、知的障害部門を設置。友生養護学校の北校舎に友生支援学校住吉分校を設置
- ④平成25年4月、県立神戸特別支援学校（北区）が肢体不自由部門を設置、校区を再編
- ⑤平成27年4月、県立芦屋特別支援学校に東灘区3中学校区の小学・中学・高等部を受入れ
- ⑥平成28年4月、友生支援学校病弱部門をこども病院分教室（小・中）と訪問学級（わらび学級）として設置
- ⑦平成29年4月、垂水養護学校と青陽西養護学校を西区に統合・移転し、青陽須磨支援学校と3校で通学区域を再編、いぶき明生支援学校を開校
- ⑧平成29年4月、兵庫県が西神戸高等特別支援学校を農業公園内（西区）に開校
- ⑨平成29年4月、児童生徒数増加のため、友生支援学校に仮設校舎を整備
- ⑩令和3年4月、青陽東養護学校の知的高等部以外の部門及び、友生支援学校の肢体部門の一部（東灘区、灘区、中央区）を移転し、灘さくら支援学校（知肢併置）を開校。青陽東養護学校の知的高等部は青陽灘高等支援学校として開校。
- ⑪令和4年4月、兵庫県がむこがわ特別支援学校（西宮市）開校。

# 特別支援教育相談センター

就学相談と教育相談を行っています

078-360-2160

神戸市中央区東川崎町  
1-3-2総合教育センター内

## 5歳児の就学相談

### 相談内容

就学先の選択に関する情報の提供や個別の相談を行います。

#### ① 就学説明動画をWeb上でご覧いただけます

Q「神戸市 就学相談」で検索

通常の学級、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの長が分かり、お子さまの学校生活のイメージがもてます。

#### ② 個別の就学相談（5月中旬～7月下旬）

必要であれば、お子さまの入学に際して気になることを直接相談できます。ご希望の場合、スマホで申し込めます。相談日時や場所を選択してください。

Q「神戸市 就学相談」で検索

## 学びの場の変更等の相談

### 相談内容

通常の学級から特別支援学級への入級や特別支援学校への転学など、学びの場の変更についての相談を行います。

#### 保護者様より直接当センターにお電話でご連絡ください

- ・学校と相談済みの場合は、その旨もお伝えいただけますと連携がスムーズにできます。
- ・相談内容については学校と共有し、お子さまにとっての最適な学びの場の選択の参考にさせていただきます。

※上記の相談でお子さまの就学先が決定するわけではありません。

## 入学後の教育相談

お子さまが学校生活や学習面で困っているのはどうしてか、一緒に考えましょう。

### ● 学校からの相談申込

学校にセンター職員が訪問し、助言します。



相談センターをどのように利用するか、学校と保護者様とで話し合っておきましょう。

### ● 面談・発達検査（必要に応じて）

相談センターが保護者様からの聞き取りとお子さまの発達検査を行います。その後、保護者・学校へ学校生活に関するアドバイスをを行います。



#### 通常の学級での様子を例に

### 相談内容

#### 学習場面で！

- ・文字の形が整えられず、枠の中に書けない。鏡文字になる。
- ・ひらがなや漢字がなかなか覚えられない。
- ・算数の一部（計算、文章題）が難しい。
- ・聞き違いや聞き逃しが多く、指示通りの行動がとれない。 など

#### 集団活動や遊びの場面で！

- ・順番を待つことが苦手。みんなと一緒に動きができない。
- ・思っていることをうまく話せないため、友達とトラブルになる。
- ・新しい場面や刺激の多い環境になると、どうしていいかわからない。
- ・思い通りにならないと混乱する。 など

急いでいるのではなく、本人なりに努力してもつまづいてしまっています。

「自分勝手」「わがまま」というマイナス評価を受け自信や意欲をなくしてしまいます。

※通常の学級、特別支援学級、特別支援学校、各学びの場において

困っていること、悩んでいることについて一緒に考えます。

どんなことが得意で、何が苦手なのかをお手伝いをします。

子供たち一人一人に応じた具体的な支援の方法を学校と一緒に考えていきます。



### ● 保護者様からの相談

直接、電話相談も受け付け、必要に応じて学校と連携します。

## 障害児・者への計画相談支援の促進

### 【背景】

- ・本市では、障害者やその家族の相談に応じて適切なサービス等利用計画の作成を行う「相談支援専門員」が不足しており、障害福祉サービス利用者のニーズに対して十分に対応できていない。
- ・相談支援専門員の人材不足を解消するため、令和2年度より相談支援事業所に対して「神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金（※2）」事業を実施しているが、さらなる人材確保策が必要である。
- ・特に障害児の計画相談支援導入率は、他都市と比べても低水準（約11%）となっており、新たな取組みを進める必要がある。
- ・計画相談支援が利用者に行き届くよう、下記の集中的取り組みにより人材確保及び体制強化を図る。

### 【事業概要】

#### （1）相談支援専門員の人材確保（拡充）

現在の「神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金（※2）」事業の補助率を2分の1から4分の3へ変更し、補助上限額についても上限200万円から300万円（障害児については300万円から400万円）へ引き上げ、新たな相談支援専門員の人材確保を図る。

#### （2）相談支援専門員定着促進にかかる支援金事業（新規）

相談支援専門員として相談支援事業所に勤務した期間が通算して5年以内の者に対して、一月あたり9,000円の給付金を支給し、職員の相談支援事業への定着・キャリアアップを図る。

#### （3）障害児における計画相談支援の導入促進事業（新規）

障害児が初めて計画相談支援を利用する場合、当該支援を実施した相談支援事業所に対して、1件あたり10,000円を支給し、計画相談支援の導入促進を図る。

### 【事業実施期間】

令和5年4月1日から令和8年3月31日迄

### （参考）

#### ※1. 用語について

- ・計画相談支援：障害児・者が必要な障害福祉サービス等を適切に利用できるようにサービス等利用計画の作成などを行う支援
- ・サービス等利用計画：障害児・者の心身の状況や意向等を勘案したうえで、適切な障害福祉サービス等を受給できるよう相談支援専門員が調整・作成する個人ごとの利用計画
- ・相談支援専門員：障害児・者やその保護者と面談し、サービス等利用計画の作成やその後の相談、計画の見直し等を行う専門職
- ・相談支援事業所：相談支援専門員の所属する障害福祉サービス事業所

#### ※2. 神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金

新たに相談支援専門員を雇用・配置した相談支援事業所に対して、増員した人件費の一部を2年間補助する制度。



### 神戸ひきこもり支援室

増大する相談需要へ対応するため、令和2年2月3日に「神戸ひきこもり支援室」を開設し相談体制を拡充し、ひきこもり支援の総合拠点として、早期支援や長期化防止の観点から取り組みを強化している。

#### 1. 相談支援状況

##### (1) 相談体制

- ・ひきこもり支援室 5名（精神保健福祉士・社会福祉士・保健師）
- 学校担当相談員 1名 ※非常勤精神科医 1名
- ・ひきこもり支援室分室 1名（臨床心理士）

※支援室分室は継続相談や居場所の提供等を実施（ひきこもりの親の会である神戸オレンジの会に委託）

##### (2) 相談実績

単位：件（ ）は%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電話	809 (40.4)	894 (37.0)	1,343 (45.0)
来所	1,078 (53.9)	1,357 (56.1)	1,378 (46.2)
訪問	72 (3.6)	131 (5.4)	172 (5.8)
メール	41 (2.1)	36 (1.5)	90 (3.0)
計	2,000 (100)	2,418 (100)	2,983 (100)

##### (3) 相談結果

単位：人（ ）は%

内訳	令和5年3月末
相談継続	232 (23)
うち本人相談	80
相談終了	761 (77)
相談内容解決	211
様子を見る	332
問合せ、情報提供	218
合計	993(100)

##### 「相談内容解決」のまとめ

解決内容	人数
他機関支援へ	80 (38)
就労就学	74 (35)
家族対応方法習得等	32 (15)
その他	25 (12)
合計	211(100)

##### (4) 障害・診断の有無

単位：件（ ）は%

診断	令和2年度	令和3年度	令和4年度
有	179 (37.5)	135 (32.7)	150 (33.3)
無・不明	298 (62.5)	278 (67.3)	301 (66.7)
計	477 (100)	413 (100)	451 (100)

- ・ 障害・診断名が明らかなものは129人。内訳は、「気分障害・感情障害」40人（31.0%）、「発達障害」30人（23.3%）、「統合失調症」7人（5.4%）、「F4（神経症性障害等）」25人（19.4%）

## 2. 支援事業（令和4年度の実績）

事業名	概要	実績
区定期相談会	各区役所で、月2回（半日2ケース）実施	実施105回、相談143件
家族教室	本人への接し方を学ぶ家族教室を開催	4回構成を3クール開催 23家族29人参加
家族の居場所	家族の交流の場である居場所を運営	12回開催、65人参加
就労支援	就労の適性を推定し、就労体験や就職活動支援を実施	6人支援、うち2人就職
当事者居場所	会議室等に参集して開催と、バーチャル空間上で参集するオンライン開催を組み合わせ月2回実施	12回開催、延べ64人参加（うちバーチャル空間6回、延べ35人参加）
学校担当相談員による支援	中学校卒業後や高校中退後も切れ目ない支援が継続できるように、在学中から支援を実施	相談138人 （うち継続支援中79人）
専門職チーム派遣	精神科医師や精神保健福祉士等が本人の治療の必要性等を見立て、必要時治療導入を支援	対象：31件（13人） 訪問：15件（4人）
市民向け講演会	ひきこもり当事者が出演し体験談等を発表	受講者：145人
支援終了後見守り	就労や復学した人等に対し、支援終了概ね1年後に電話による見守りを行う。	見守り30件（就労通学継続25件、再支援3件、その他2件）

## 3. 令和5年度の取組み等

- 発達障害者支援センターとの事業間連携

ひきこもり支援室相談継続者のうち、発達障害があり家族が本人への関り方を習得することで、家族関係の改善が見込める方も、発達障害者支援センター事業※1の対象者とした。また、発達障害相談窓口相談継続者のうち、ひきこもり状態にあり家族が本人への関り方を習得することで、家族関係の改善が見込める方も、ひきこもり支援室事業※2の対象者とした。

※1「家族のためのコミュニケーションスキルアップトレーニング～発達障害のある方（青年期）とともに暮らす家族へのコミュニケーション支援プログラム

※2「ひきこもり家族教室」（アルコールやギャンブル等の依存症の家族を対象として開発されたCRAFT（Community Reinforcement and Family Training）「コミュニティ強化と家族訓練」プログラムを参考にした内容）

- 青少年期（主に10代・20代）向け家族教室の開催

10代・20代のひきこもりに関する相談は増加傾向にある。ひきこもりの長期化や複雑化を防ぐため教室を新たに開催する。

予定：令和5年9月

当事者（子）の気持ちと親の気持ちからみる「ひきこもり」～家庭内での関わり方～（仮）

- 関係機関向け研修

ひきこもりに関する相談支援の事例を分析・類型化することでより効果的な支援につなげるとともに、研修等により関係部署への支援手法の共有をすすめる。

## 就労支援事業

### 1 しごとサポートによる支援

#### (1) 概要

就職を希望する障がいのある方や在職中の障がいのある方に対して、労働・福祉・保健・教育・医療などの関係機関や企業と連携し、就労に関する様々な支援を行う。

#### (2) 主な業務内容

- ・就労及び就労に関する生活面での相談・助言・指導・情報提供
- ・就労に向けた基礎訓練・職場実習の調整、企業開拓
- ・就労後の職場定着支援
- ・各関係機関とのネットワークの構築と連携

#### (3) 設置状況

- ①しごとサポート中部（全市的な拠点）
- ②しごとサポート東部（対象地域：東灘区、灘区）
- ③しごとサポート北部（対象地域：北区）
- ④しごとサポート西部（対象地域：垂水区、西区）

### 2 発達障害者の就労支援のための相談員配置

#### (1) 実施概要

平成26年度より、しごとサポート（北部・東部・西部）に「精神・発達障害者就労支援員」を、配置し、障がいの特性に配慮した相談支援・職場定着支援を実施している。

※令和2年度より、しごとサポート中部にも「精神・発達障害者就労支援員」を1名配置

#### (2) 就労支援実績

	相談件数 (延べ件数)	就職者数	職場定着支援 (延べ件数)
令和2年度	<b>1,049</b>	<b>30</b>	<b>628</b>
東部	350	9	168
北部	243	1	243
西部	456	20	217
令和3年度	<b>1,733</b>	<b>26</b>	<b>847</b>
東部	882	12	206
北部	288	2	397
西部	563	12	244
令和4年度	<b>2,261</b>	<b>82</b>	<b>1,157</b>
中部	—	28	67
東部	1,083	28	221
北部	501	6	560
西部	677	20	309

### 3 「障害者トライアル実習」の対象として発達障害者の受け入れ

#### (1)実施概要

市役所内で短期間（9日間）の事務補助業務に従事する「障害者トライアル実習」の対象として知的障害者、身体障害者、精神障害者のほか、発達障害者についても受け入れを行っている。

#### (2)実績

- ・令和2年度 1名
- ・令和3年度 1名
- ・令和4年度 2名

### 4 「発達障害者の就労」をテーマとしたセミナーの開催

#### (1)実施概要

企業における発達障害への理解を深めること等を目的に、兵庫労働局との共催により、「発達障害者の就労」をテーマとしたセミナーを開催している。

#### (2)開催実績

- ・平成30年度：平成31年3月13日 参加者238名
- ・令和元年度：令和2年3月17日 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
- ・令和2年度：令和3年3月24日 参加者34名  
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためWeb開催
- ・令和3年度：令和4年3月23日 参加者93名
- ・令和4年度：令和4年11月9日 参加者45名 令和5年3月10日 参加者38名  
※市内事業者（特に中小企業）の障害者に対する理解促進に重点をおいたセミナー

### 5 障害福祉サービス事業所等の支援員を対象としたスキルアップ研修会の開催

#### (1)実施概要

障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、障害者雇用企業における雇用管理や支援機関との連携事例、支援者に望むこと等の講演を通して、支援機関における支援スキルの向上を目的としてセミナーを開催している。

#### (2)開催実績

- ・平成30年度：平成30年10月31日 参加者33名  
テーマ「企業の人から聞いてみたい」（講師：東京海上ビジネスサポート）
- ・令和元年度：令和2年2月18日 参加者70名  
テーマ「超短時間」という新しい働き方  
（講師：東京大学先端科学技術研究センター）
- ・令和2年度：※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
- ・令和3年度：令和4年3月16日 参加者67名（現地39名・WEB28名）  
テーマ「企業や障害が支援者に望むこと  
-精神・発達障がいの方の就労支援について-」（講師：マイナーサポート）
- ・令和4年度：平成4年9月27日 参加者70名（現地30名・WEB40名）  
テーマ「就労支援のための効果的な援助技術 ～SSTの実際～」  
（講師：医療法人医療法人尚生会（創）シー・エー・シー）  
「障害をお持ちの方のメンタルヘルス」  
（講師：NPO法人日本学び協会ワンモア）  
「企業が求める支援」  
（講師：第一生命チャレンジド株式会社）

① 障害者の新規求職申込件数、有効求職者数及び就職件数の推移と全国との比較表（兵庫労働局）

新規求職申込件数	障害者全数		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者		
	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	
平成28年度	全国	191,853	2.5%	60,663	▲4.3%	34,225	2.4%	85,926	6.6%	11,039	12.6%
	兵庫県	7,182	3.7%	2,700	▲4.4%	1,483	6.2%	2,680	10.2%	319	16.8%
平成29年度	全国	202,143	5.4%	60,533	▲0.2%	35,742	4.4%	93,701	9.0%	12,167	10.2%
	兵庫県	7,630	6.2%	2,689	▲0.4%	1,514	2.1%	3,005	12.1%	422	32.3%
平成30年度	全国	211,271	4.5%	61,218	1.1%	35,830	0.2%	101,333	8.1%	12,890	5.9%
	兵庫県	8,119	6.4%	2,785	3.6%	1,632	7.8%	3,281	9.2%	421	▲0.2%
平成31年度	全国	223,229	5.7%	62,024	1.3%	36,853	2.9%	107,495	6.1%	16,857	30.8%
	兵庫県	8,548	5.3%	2,820	1.3%	1,622	▲0.6%	3,521	7.3%	585	39.0%
令和2年度	全国	211,926	▲5.1%	57,691	▲7.0%	34,300	▲6.9%	95,385	▲11.3%	24,550	45.6%
	兵庫県	8,561	0.2%	2,566	▲9.0%	1,512	▲6.8%	3,632	3.2%	851	45.5%
令和3年度	全国	223,985	5.7%	58,033	0.6%	34,651	1.0%	108,251	13.5%	23,050	▲6.1%
	兵庫県	9,226	7.8%	2,681	4.5%	1,550	2.5%	4,117	13.4%	878	3.2%
令和4年度 4月～3月	全国	233,434	4.2%	58,095	0.1%	35,610	2.8%	123,593	14.2%	16,136	▲30.0%
	兵庫県	9,972	8.1%	2,636	▲1.7%	1,700	9.7%	5,012	21.7%	624	▲28.9%

有効求職者数	障害者全数		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者		
	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	
平成28年度	全国	240,744	4.2%	89,797	▲2.3%	43,343	3.7%	97,913	10.2%	9,691	14.5%
	兵庫県	10,008	▲3.3%	4,208	▲11.2%	2,113	3.0%	3,350	2.6%	337	15.8%
平成29年度	全国	255,612	6.2%	90,649	0.9%	45,770	5.6%	107,991	10.3%	11,202	15.6%
	兵庫県	10,593	5.8%	4,219	0.3%	2,185	3.4%	3,738	11.6%	451	33.8%
平成30年度	全国	272,481	6.6%	92,824	2.4%	46,928	2.5%	119,983	11.1%	12,746	13.8%
	兵庫県	11,143	5.2%	4,371	3.6%	2,179	▲0.3%	4,075	9.0%	518	14.9%
平成31年度	全国	300,518	10.3%	98,683	6.3%	50,211	7.0%	132,942	10.8%	18,682	46.6%
	兵庫県	12,935	16.1%	4,898	12.1%	2,428	11.4%	4,841	18.8%	768	48.3%
令和2年度	全国	331,266	10.2%	107,191	8.6%	52,264	4.1%	144,611	8.8%	27,200	45.6%
	兵庫県	15,107	16.8%	5,498	12.2%	2,723	12.1%	5,739	18.5%	1,147	49.3%
令和3年度	全国	358,554	8.2%	113,195	5.6%	54,618	4.5%	163,064	12.8%	27,677	1.8%
	兵庫県	16,692	10.5%	6,057	10.2%	2,985	9.6%	6,542	14.0%	1,108	▲3.4%
令和4年度 3月	全国	382,115	6.6%	117,747	4.0%	56,737	3.9%	191,531	17.5%	16,100	▲41.8%
	兵庫県	16,198	▲3.0%	5,631	▲7.0%	3,020	1.2%	6,887	5.3%	660	▲40.4%

就職件数	障害者全数		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者		
	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	
平成28年度	全国	93,229	3.4%	26,940	▲3.8%	20,342	1.9%	41,367	7.7%	4,580	19.5%
	兵庫県	3,577	5.1%	1,180	▲3.9%	928	9.0%	1,340	8.9%	129	35.8%
平成29年度	全国	97,814	4.9%	26,756	▲0.7%	20,987	3.2%	45,064	8.9%	5,007	9.3%
	兵庫県	3,796	6.1%	1,180	0.0%	942	1.5%	1,528	14.0%	146	13.2%
平成30年度	全国	102,318	4.6%	26,841	0.3%	22,234	5.9%	48,040	6.6%	5,203	3.9%
	兵庫県	3,902	2.8%	1,137	▲3.6%	1,037	10.1%	1,585	3.7%	143	▲2.1%
平成31年度	全国	103,160	0.8%	25,482	▲5.1%	21,899	▲1.5%	49,611	3.3%	6,168	18.5%
	兵庫県	3,920	0.5%	1,148	1.0%	964	▲7.0%	1,625	2.5%	183	28.0%
令和2年度	全国	89,840	▲12.9%	20,025	▲21.4%	19,801	▲9.6%	40,624	▲18.1%	9,390	52.2%
	兵庫県	3,417	▲12.8%	852	▲25.8%	912	▲5.4%	1,368	▲15.8%	285	55.7%
令和3年度	全国	96,180	7.1%	20,829	4.0%	19,957	0.8%	45,885	13.0%	9,509	1.3%
	兵庫県	3,695	8.1%	873	2.5%	850	▲6.8%	1,619	18.3%	353	23.9%
令和4年度 4月～3月	全国	102,537	6.6%	21,914	5.2%	20,573	3.1%	54,074	17.8%	5,976	▲37.2%
	兵庫県	4,196	13.6%	989	13.3%	985	15.9%	2,009	24.1%	213	▲39.7%

民間企業における障害者の雇用状況と全国との比較表（各年6月1日現在）

雇用障害者数	障害者全数(人)		うち身体障害者(人)		うち知的障害者(人)		うち精神障害者(人)		
	対前年増減数	雇用障害者数	対前年増減数	雇用障害者数	対前年増減数	雇用障害者数	対前年増減数	雇用障害者数	
平成30年	全国	38,974.5	534,769.5	12,754.0	346,208.0	8,873.0	121,166.5	17,347.5	67,395.0
	兵庫県	1,103.0	15,268.0	462.5	9,698.0	229.5	4,234.0	411.0	1,336.0
平成31年 (令和元年)	全国	25,839.0	560,608.5	7,926.0	354,134.0	7,216.5	128,383.0	10,696.5	78,091.5
	兵庫県	459.5	15,727.5	64.0	9,762.0	157.5	4,391.5	238.0	1,574.0
令和2年	全国	17,683.5	578,292.0	1,935.0	356,069.0	5,824.0	134,207.0	9,924.5	88,016.0
	兵庫県	440.0	16,167.5	▲29.5	9,732.5	253.0	4,644.5	216.5	1,790.5
令和3年	全国	19,494.0	597,786.0	2,998.5	359,067.5	6,458.0	140,665.0	10,037.5	98,053.5
	兵庫県	387.5	16,555.0	73.5	9,806.0	139.0	4,783.5	175.0	1,965.5
令和4年	全国	16,172.0	613,958.0	▲1,300.0	357,767.5	5,761.0	146,426.0	11,711.0	109,764.5
	兵庫県	▲58.0	16,497.0	▲178.0	9,628.0	6.5	4,790.0	113.5	2,079.0

## 障害者の職業紹介状況の推移（神戸公共職業安定所）

令和5年5月31現在

新規求職申込件数	障害者全数		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者	
	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比
平成28年度	1,104	2.1	421	▲9.9	232	5.5	414	13.7	37	23.3
平成29年度	1,242	12.5	444	5	238	2.5	505	21.9	55	48.6
平成30年度	1,335	7.5	455	2.5	239	0.4	575	13.9	66	20.0
平成31年度	1,441	7.9	483	6.2	282	18.0	602	4.7	74	12.1
令和2年度	1,468	1.9	432	▲10.6	263	▲6.7	631	4.8	142	91.9
令和3年度	1,559	6.2	476	10.2	241	▲8.4	686	8.7	156	9.9
令和4年度	1,576	1.1	421	▲11.6	284	17.8	725	5.7	146	▲6.4

有効求職者数	障害者全数		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者	
	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比
平成28年度	1,856	14	871	6	372	17.0	572	24.9	41	46.4
平成29年度	1,769	▲4.6	754	▲13.4	365	▲1.8	592	3.4	58	41.4
平成30年度	1,864	5	731	-3.1	368	1	683	15.4	83	43.1
平成31年度	2,112	13.3	831	13.7	394	7.1	783	14.6	103	24.1
令和2年度	2,481	17.5	970	16.7	432	9.6	925	18.1	154	49.5
令和3年度	2,774	11.8	1,051	8.4	480	11.1	1,070	15.7	173	12.3
令和4年度	2,716	▲2.1	1,023	▲2.7	452	▲5.8	1,085	1.4	155	▲10.4

※各年度の月平均を示す。

紹介件数	障害者全数		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者	
	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比
平成28年度	2,209	▲4.9	935	▲12.4	314	▲5.7	890	3.7	70	6.1
平成29年度	2,252	2	788	▲15.7	336	7	1,122	26.0	106	51.4
平成30年度	2,676	18.8	747	-5.2	326	-3.0	1,523	35.7	79	-25.5
平成31年度	2,714	1.4	788	5.5	497	52.5	1,290	▲15.3	139	75.9
令和2年度	2,910	7.2	759	▲3.7	390	▲21.5	1,538	19.2	223	60.4
令和3年度	2,986	2.6	720	▲5.1	455	16.7	1,591	3.4	220	▲1.3
令和4年度	3,508	17.5	913	26.8	548	20.4	1,798	13.0	249	13.2

就職件数	障害者全数		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者	
	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比	件数	前年同期比
平成28年度	560	14.5	199	6.4	148	32.1	205	13.3	8	▲11.1
平成29年度	630	12.5	189	▲5.0	167	12.8	263	28.2	11	37.5
平成30年度	623	-1.1	171	-10	158	-5.4	276	4.9	18	63.6
平成31年度	629	1.0	179	4.7	160	1.3	268	▲2.9	22	22.2
令和2年度	514	▲18.3	121	▲32.4	145	▲9.4	219	▲18.3	29	31.8
令和3年度	532	3.5	119	▲1.7	138	▲4.8	240	9.6	35	20.7
令和4年度	623	17.1	133	11.8	142	2.9	313	30.4	35	0.0



# ハローAcademia

## 楽しく学ぶ

### ～コミュニケーションのコツ～

2023年6月1日(木)～6月9日(金)の内6日間  
時間：10時～15時30分 \*詳細は裏面をご覧ください

このようなことは？

- 人間関係で悩みたくない
- 気持ちや考えを適切に伝えたい
- 「人にどう思われるか」を気にせず前に進みたい
- 面接のコツを知りたい
- 応募書類や面接に自信がほしい



自分を知る  
新しい自分に  
気づく

好かれる  
伝え方  
断り方

より良い  
「人間関係」

面接のコツ  
応募書類  
労働市場

- ・ **コミュニケーションや人間関係が上手にいくコツを獲得!**
- ・ **面接で自信をもってアピールできる!**
- ・ **今後の活動や職場で、自分も相手も大切にして、気持ちや考えを言えるようになる!**

お問い合わせ

ハローワーク神戸 (神戸公共職業安定所)

職業相談第1部門

**TEL 078-362-4575**



# 〇〇コミュニケーションAcademy〇〇

## 「Workshop Content (スケジュールと内容)」

(進捗状況などにより、内容を変更する場合がありますので、ご了承願います)

場所：ハローワーク神戸4階会議室【10：00～15：30】

6月1日 (木)	6月2日 (金)	6月5日 (月)
<p>コミュニケーションLab</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 初対面の人とどう接するの？</li> <li><input type="checkbox"/> コミュニケーションとは？</li> <li><input type="checkbox"/> 話の聴き方、質問の方法</li> <li><input type="checkbox"/> 5つの自分、あなたはどんなキャラ？</li> <li><input type="checkbox"/> ふりかえり</li> </ul>	<p>アサーションLab</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> アサーションチェック</li> <li><input type="checkbox"/> 会話の背景を考察する</li> <li><input type="checkbox"/> 伝え方のパターン</li> <li><input type="checkbox"/> 好かれる伝え方</li> <li><input type="checkbox"/> アンコンシャスバイアスとは</li> <li><input type="checkbox"/> ふりかえり</li> </ul> 	<p>アサーションLab</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 忙しい上司や先輩に質問するには？</li> </ul> <p>就活 Learn&amp;Try</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 就職に向けての準備</li> <li><input type="checkbox"/> 求人票の見方</li> <li><input type="checkbox"/> 応募書類作成のコツ</li> <li><input type="checkbox"/> ふりかえり</li> </ul>
6月6日 (火)	6月8日 (木)	6月9日 (金)
<p>アサーションLab</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> お誘いを上手に断る</li> <li><input type="checkbox"/> 上司に、高評価な断り方</li> </ul> <p>就活 Learn&amp;Try</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 今すぐ役立つ「報連相」</li> <li><input type="checkbox"/> ふりかえり</li> </ul> 	<p>アサーションLab</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 仕事仲間に非難されたら</li> <li><input type="checkbox"/> メンタルヘルス・心理学</li> </ul> <p>就活 Learn&amp;Try</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 今さら聞けない「マナー」</li> <li><input type="checkbox"/> 面接の準備・コツを伝授</li> <li><input type="checkbox"/> ふりかえり</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> コミュニケーションゲーム</li> <li><input type="checkbox"/> まとめ</li> <li><input type="checkbox"/> ふりかえり</li> </ul> <p>個別相談も、承ります。 専任スタッフが、チームで 力強くサポートいたします。</p> 

安心して過ごせる環境で**コミュニケーション**を中心に円滑な人間関係に役立つ**伝え方のコツ**を見つけましょう。コロナ感染防止対策を講じ、これまでのセミナーで好評を博した人気コンテンツを、**6日間**で行います。一緒に楽しみましょう。



人としごと、  
人と職場をむすびます。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部  
**兵庫障害者職業センター**



## ご あ ん な い

### 私たちの使命と役割

誰もが職業をとおして社会参加できる  
「共生社会」をめざします。

働く意欲のあるすべての人々が能力を発揮し、年齢や障害の有無にかかわらず安心して働ける社会の実現に向け、高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のために、高齢者、障害者、求職者、事業主等の方々に対して総合的な支援を行っています。

### 独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構とは…

### 兵庫障害者 職業センターでは…

障害のある方や障害のある方を雇用する事業主の方などに対して、県内のハローワーク（公共職業安定所）や関係機関と連携して、就職のための相談から職業生活における援助・助言等の職業リハビリテーションサービスを行っています。また、関係機関に対しては職業リハビリテーションサービスに関する情報提供等も行っております。

障害のある方への相談・評価、事業主の方への相談には法律に定められている障害者職業カウンセラーがあたり、カウンセラーが作成した支援計画に基づき専門スタッフが支援を行います。



## 職業相談・職業評価

**障害のある方が就職・定着するための  
相談・支援計画を作成します。**

就職に対する希望などの聞き取りや作業等を通して、作業上の得意・不得意の確認や働くための準備状況を把握し、どのような環境であれば力を発揮しやすいか等について整理します。それをもとに就職や職場に適応するために必要な支援の内容、方法等を含め支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定します。

## 重度知的障害者判定

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度等の雇用対策上の重度知的障害者であるか否かの判定を行います。

※実施に当たっては、保護者等にも来所していただく必要があります。



## 職業準備支援

**就職（復職）のための準備や、継続就労に必要な  
知識やスキルの習得をサポートします。**

### ○作業支援

事務作業や現業系作業に取り組むことで、作業上の得意・不得意を確認し、作業を円滑に行うための工夫や配慮事項を検討します。

### ○就職活動や職場適応を図るための講習

履歴書の作成や面接技術等の就職活動に必要なスキル習得を図ります。また、職場対人技能トレーニング（JST）、ストレス対処方法等の職場適応のためのスキル習得を図ります。



## ジョブコーチ(職場適応援助者)による支援事業

**事業所に出向き、ご本人の職場適応や  
職場の雇用管理をサポートします。**

障害のある方が職場に適応して安定して働けるようにジョブコーチ（職場適応援助者）が事業所に出向き、障害のある方や事業所の方、家族に対して、職場適応や雇用管理に関する支援を行います。

「雇用前の職場実習」から「採用と同時」、「雇用後」と必要なタイミングで支援を開始できます。標準的な支援期間は2～4ヶ月です。 ※職場実習は手当等はありません。

支援終了後も必要に応じフォローアップを行います。

## リワーク支援

職場復帰のためのウォーミングアップをサポートします。

うつ病等で休職している方の、円滑な職場復帰を図るため、主治医と連携して次の内容の援助・支援を行います。

(センター内プログラム(休職中の方))

- ストレス管理・疲労管理のトレーニング
- コミュニケーションのトレーニング
- グループミーティング
- 作業課題

(事業所への支援)

- 事業所担当者への職場復帰に関する助言
- 職場復帰時の仕事内容・職場環境の調整など
- 復帰予定の職場での作業体験(リハビリ出勤:必要な方のみ)

※一定期間の事前相談とご本人・主治医・事業所、三者の同意が必要です。  
すでに会社を退職した方、主治医からまだ休養が必要と判断されている方は対象となりません。



## 雇用管理等に関する相談・助言等

採用準備から継続雇用まで障害者雇用にかかる様々な悩みへの相談や対応のためのご提案を行います。

- 障害のある方の雇用を計画している事業所に、障害者雇用の進め方や職務設定等に関する相談を行います。又、社内コンセンサスを図るための研修等のニーズにも対応しています。
- また、雇用管理上の課題や不安等がある事業主に、指導の方法や接し方、課題へのアプローチ方法等について助言を行います。
- 障害のある方の雇用管理をテーマとして、事業主支援ワークショップを開催します。



## 関係機関への助言・援助

就労支援を行っている関係機関に対し、研修や助言等を行います。

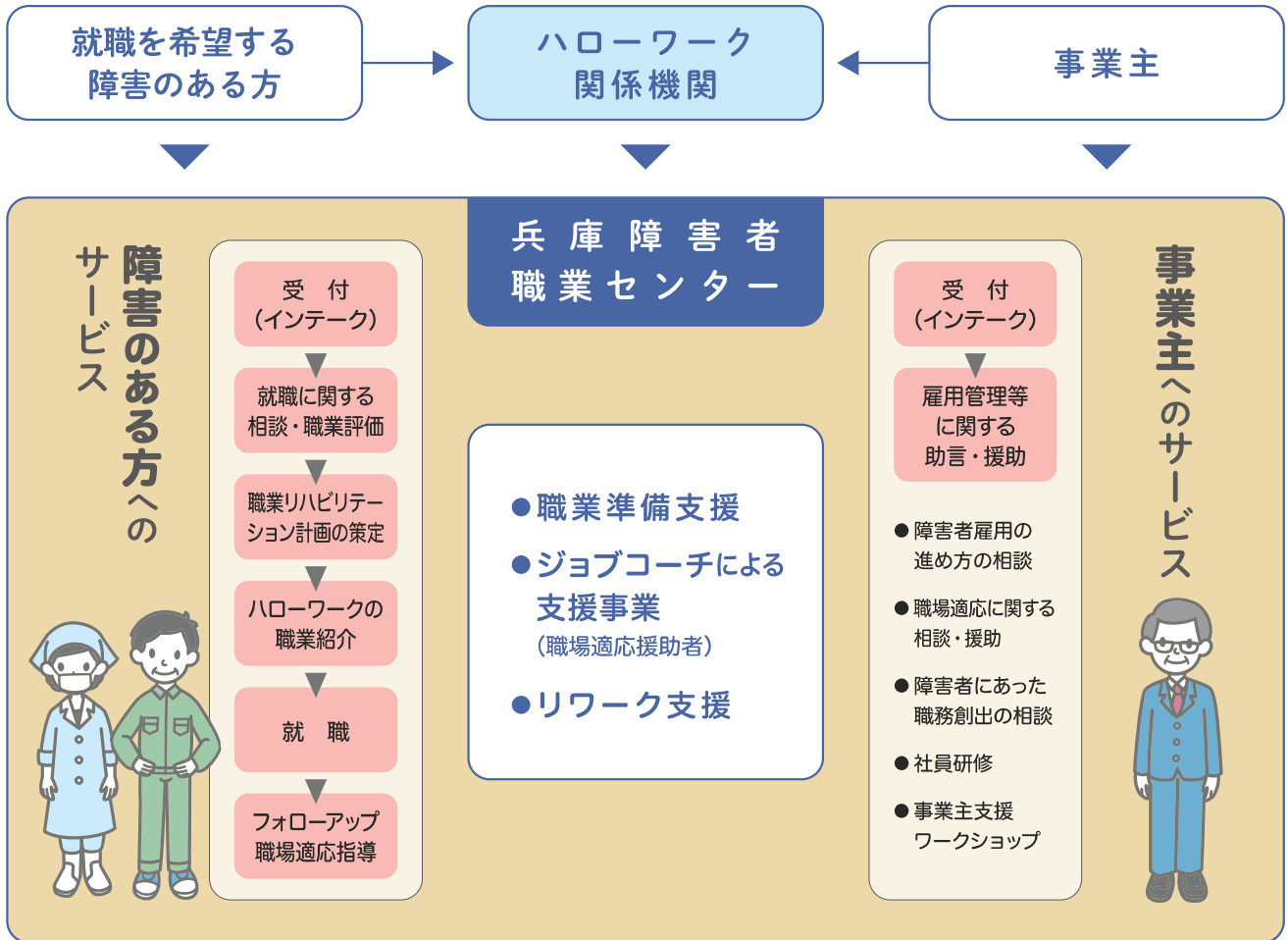
- スキル向上のための就業支援基礎研修、就業支援実践研修を開催します。
- 支援スキル研修等を開催し、支援技法の紹介やセミナー、資料提供などを行います。
- センターと協同した支援や支援者向けの実習等を行います。

各事業・支援の詳細はホームページに掲載しています。  
それぞれの事業パンフレットをご覧ください。

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hyogo/index.html>

または兵庫障害者職業センターにお問い合わせください。

## ● 業務の基本的な流れ



## ● 当センターのご利用について

- 費用は無料です。(通所の交通費等は自己負担となります)
- ハローワーク(公共職業安定所)で相談中の方は、担当者を通じてお申し込みいただけます。
- 直接当センターでのご相談等を希望される方は、あらかじめ電話でご連絡ください。
- 相談内容をはじめ個人の秘密はかたく守ります。
- 受付時間は、午前8時45分から午後5時までです。(土曜・日曜・祝祭日はお休みです)

## ● 案内図



### アクセス

- ① 阪急電車「王子公園駅」東口下車 徒歩7分
- ② JR「摩耶駅」下車 徒歩5分
- ③ 阪神電車「西灘駅」下車 徒歩10分
- ④ 神戸市バス「水道筋6丁目」下車 徒歩2分  
地下鉄三宮駅前バス停から  
90.92系統石屋川車庫行きに乗車

### 所在地

〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2

電話：078-881-6776

FAX：078-881-6596

Email：hyogo-ctr@jeed.go.jp

URL：https://www.jeed.go.jp/location/chiki/hyogo/index.html



業務実績(令和4年度)

		令和4年度実績	令和3年度実績	前年同月比	
利用者数	全体	924	879	5.1%	
	精神・発達・高次脳の計	637	573	11.2%	
	精神障害	384	334	15.0%	
	発達障害	221	217	1.8%	
	高次脳機能障害	32	22	45.5%	
職業準備支援	開始者	全体	55	74	-25.7%
		精神・発達・高次脳の計	52	61	-14.8%
		精神障害	18	25	-28.0%
		発達障害	28	31	-9.7%
		高次脳機能障害	6	5	20.0%
	就職率	精神・発達・高次脳の計	67.4%	48.4%	19.0% ※
		精神障害	61.5%	50.0%	11.5% ※
		発達障害	65.2%	48.4%	16.8% ※
		高次脳機能障害	85.7%	40.0%	45.7% ※
JC支援	開始者	全体	98	108	-9.3%
		精神・発達・高次脳の計	74	65	13.8%
		精神障害	33	23	43.5%
		発達障害	35	38	-7.9%
		高次脳機能障害	6	4	50.0%
	定着率	精神・発達・高次脳の計	91.5%	87.3%	4.2% ※
		精神障害	92.3%	76.9%	15.4% ※
		発達障害	92.3%	93.9%	-1.6% ※
		高次脳機能障害	83.3%	100.0%	-16.7% ※
RW支援	コーディネート	98	95	3.2%	
	開始者	81	80	1.3%	
	復職率	97.6%	87.2%	10.4% ※	
事業主支援	実事業所数	473	495	-4.4%	
	体系的支援	18	21	-14.3%	
	雇用率達成指導との連携	18	6	200.0%	
言葉・所移カ。援へ行ポツ、助の支ツ、助援、事就	実機関数	77	73	5.5%	
	技術的助言	32	32	0.0%	
	協同支援	7	9	-22.2%	
	実習	19	13	46.2%	
	就業支援基礎研修	44	43	2.3%	
就業支援実践研修	14	10	40.0%		



## 令和4年度 発達障害者支援センター事業実施状況

※ゴシック部分は令和4年度実績・令和5年度予定

### 1. 経緯

平成17年4月の発達障害者支援法の施行に伴い、平成19年10月「神戸市発達障害者支援センター（以下「センター」という）」を開設。発達障害児者支援における各関係機関のネットワーク構築の中核的拠点として、大学や医師会、社会福祉法人等の事業者、家族会等と協働し、ネットワークの構築、当事者家族支援、人材育成、市民啓発・広報事業を実施。

平成21年7月に、18歳以上の発達障害を持つ方への相談機関として、「発達障害者相談窓口」（市内4か所）、日中活動の場の提供として「居場所事業」（市内4か所）を開設。

平成28年8月の発達障害者支援法の改正に伴い、社会的障壁の除去、切れ目の無い支援、家族等への支援、情報共有、教育の配慮、就労の機会の確保と定着支援、司法手続きの配慮が規定された。

平成29年4月、相談窓口で相談できる対象年齢を15歳以上（中学卒業後）に拡充。

令和3年3月、神戸市発達障害児者支援地域協議会（代表者会）において、神戸市における発達障害児者支援に関する今後の取り組みについての「提言書」をまとめた。

一方で、神戸市の行財政改革2025において、今後の生産年齢人口の減少を見据えた組織の最適化を目指した神戸市全体の見直しの中で、令和4年度に、センターの人員体制を見直し（職員：R3度5名→R4度3名）、さらに効率的かつ効果的な発達障害者施策を企画立案するため、事務所を市役所福祉局障害福祉課内に移転。

令和4年6月から、親の会へ委託した思春期・青年期の居場所「ヒュッゲ」を開設。（市内3か所を1か所に集約）

令和5年度は、地域支援マネージャーによる市立高校（通級教室）への巡回支援の拡充、就労支援に関する当事者SST・保護者向け講座（新規）のほか、サポートブック研修の全市展開、ペアレントメンター事業の充実などを予定している。

### 2. 取り組み

#### (1) 支援機関とのネットワークの構築・運営

医療・福祉・教育・就労機関、親の会、民間支援機関など、発達障害支援の関係機関とネットワークを構築し、協働して各種事業を展開。

##### ① 神戸市発達障害児（者）支援地域協議会（代表者会）の開催

関係機関による有識者会議。事業運営の参考とするための意見聴取の場として開催。

- ・第1回（7月6日） 令和3年度事業報告、令和4年度事業計画、課題の検討
- ・第2回（2月2日） 提言に関わる事業の取り組み主な事業の状況

##### ② 関係行政機関等とのネットワーク

療育ネットワーク会議、総合児童センター療育指導部会、こうべ学びの支援連絡調整会議、兵庫県発達障害支援協議会、神戸地域障害者雇用・就業支援ネットワーク会議等に参加し、ネットワークを構築。

(2) 当事者・家族支援

【こども編】

① ペアレントメンター養成講座

地域での当事者同士の支え合いの推進を目的に、発達障害児の親の会等と協働し、同じ境遇にある親同士の悩みを解決するペアレントメンター養成のための講座を実施。

講師：三田谷治療教育院 12月1日(木) 参加者：11人

② サポートブック普及・啓発事業

発達障害児に家族以外の支援者が関わる際に、その児童の様々な情報を知ってもらうためのツールである「サポートブック」の作り方や使い方のポイントを発達障害児の保護者が学ぶ研修会を実施。

令和3年度は保護者の負担を軽減し、より手軽に作成できるような様式に改訂。

令和4年度はサポートブックの存在を周知し、より保護者に支援が届きやすくするため、公立・民間の児童発達支援センター（6か所）において、保護者向け研修と支援者向け研修を実施。

【保護者向け】講師：三田谷治療教育院

9月7日 まるやま学園 参加者：15人

9月12日 ひまわり学園 参加者：18人

9月21日 まるやま学園 参加者：22人

10月24日 のばら学園 参加者：22人

10月28日 おかば各園 参加者：6人

11月11日 しらゆりフレンドリークラブひがしなだ 参加者：1人

12月16日 しらゆりフレンドリークラブ 参加者：1人

【支援者向け】講師：三田谷治療教育院

9月26日 ひまわり学園 参加者：19人

10月17日 のばら学園 参加者：22人

11月14日 まるやま学園 参加者：25人

12月12日 おかば学園 参加者：8人

令和5年度は対象を保育所（園）や幼稚園等で発達の遅れが気になる保護者へ拡充し、全市（各区役所）において保護者向け研修および支援者向け研修を実施予定。

③ ペアレントトレーニング（家庭療育講座）

応用行動分析学（ABA）に基づき、主に就学前から小学校低学年までの保護者を対象に、座学とグループワークで学ぶ講座を実施。サポートブック活用紹介も行う。

講師：三田谷治療教育院

前期：5月13日～7月15日 全6回 対象：小学1～3年生 参加者：7人

後期：1月13日～3月17日 全6回 対象：就学前 参加者：22人

※別途フォローアップ研修実施 参加者：4人

④ ペアレントトレーニング「パパママサポートセミナー・祖父母講座」

（こべっこランド指定管理業務／指定管理者：神戸市社会福祉協議会）

- ・応用行動分析学（ABA）に基づき、具体的な対応方法を学習するプログラム「ペアレントトレーニング」を母親や父親を対象に実施。  
講師：兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 准教授 嶋崎 まゆみ 氏  
1月14日～3月11日 全5回 参加者：51人
  - ・発達障害の孫がある祖父母を対象に「祖父母講座」を実施。  
講師：関西福祉科学大学 教育学部教育学科 教授 加藤 美朗 氏  
1月17日、31日 全2回 参加者：49人
- ⑤ 思春期年代当事者向け SST「中高生のためのグループプログラム」  
夏休み・春休みの期間を利用して、対人関係に悩んだり困ったりしている中高生を対象にした SST（ソーシャルスキルトレーニング）を実施。  
講師：三田谷治療教育院  
夏休み 中学生対象 7月22日～8月26日 全5回 参加者：23人  
春休み 高校生対象 3月27日、28日、29日 全3回 参加者：17人  
※中学生のみ、別途保護者会を開催 参加者：5人
- ⑥ 家族支援事業（こべっこランド指定管理業務／指定管理者：神戸市社会福祉協議会）  
発達障害児の保護者の悩みを和らげ、保護者が子どもの特性を理解し適切な療育ができるようにするための連続講座を実施。  
対象：保育所・保育園・幼稚園・認定こども園在籍の年中・年長児で発達がゆっくりな子ども（診断か手帳を受けている方）の保護者  
講師：神戸親和女子大学 文学部心理学科 教授 大島 剛 氏  
9月22日～10月20日 全6回 参加者：48人
- ⑦ 大学と連携した地域支援教室（国立大学法人神戸大学委託）  
神戸大学と神戸市との地域連携事業として、発達障害児やその保護者・支援者を対象とした療育プログラムや専門研修プログラム等を実施。  
対象：3歳以上就学前の子どもと保護者  
講師：神戸市総合療育センター 診療所長 高田 哲 氏ほか  
4月16日～2月11日 全11回 参加者：延82人
- ⑧ 県と協働した医療・療育環境の充実  
県立こども発達支援センターの神戸市の窓口として、利用に係るアセスメントや利用後のフォロー等、円滑な利用を可能とする連携を実施。  
・連携実績：4人

## 【おとな編】

- ① 発達障害者相談窓口  
15歳以上の発達障害者や家族が身近な場所で相談・支援が受けられるよう、市内を4ブロックに分け「相談窓口」を設置。  
平成25年度から27年度にかけ、相談体制の充実のため相談員を2名とし、相談員1名



では実施しにくかった同行支援等を、全相談窓口で積極的に実施している（令和2年度以降、コロナ下においても相談継続できるようタブレット端末を配布）。

令和2年度からは地域活動支援センターとの連携強化のため、相談窓口職員による地域活動支援センターへの巡回等によるスーパーバイズ業務を開始。

- ・対象：市内在住の15歳以上（平成28年度までは18歳以上）の未診断を含む発達障害者とその家族
- ・東部相談窓口（新緑福祉会）：東灘区、灘区
- ・中部相談窓口（神戸聖隷福祉事業団）：中央区、兵庫区、長田区、須磨区
- ・北部相談窓口（かがやき神戸）：北区
- ・西部相談窓口（すいせい）：垂水区、須磨区

<延相談件数>

年度 \ 窓口	東部	中部	北部	西部	計
令和2年度	1,026	1,076	940	1,009	4,051
令和3年度	719	984	1,297	1,076	4,076
令和4年度	623	547	1,500	1,266	3,936

#### ② 発達障害者居場所づくり事業

平成21年度より市内4か所に発達障害者の日中活動の場の提供として、「居場所」を設置。うち3か所は月1回実施。

うち1か所は、平成24年10月より、毎日型の居場所「ゆめののつどい」として、全市を対象としSST（ソーシャルスキルトレーニング）や相談を実施。

令和4年度からは、月1回の3か所の居場所を「ヒュッゲ」に集約し、月3回実施。当事者主体のプログラムの提供や保護者への相談に応じている。

居場所 利用者：86人 家族相談 利用者：10人

#### ③ 更生相談所の診断

発達障害者相談窓口での相談内容により、必要な場合は、発達障害者相談窓口が、事前アセスメント等必要情報を聴取し、更生相談所に繋ぎ、医師・心理士による発達診断を実施。また、診断時の同行訪問も行い、診断前後のフォローまでも視野に入れた支援を実施。

年度 \ 窓口	東部	中部	北部	西部	計
令和2年度	1	5	0	6	12
令和3年度	6	4	0	0	10
令和4年度	4	0	0	3	7

#### ④ 思春期・青年期発達支援事業

概ね13歳～18歳の発達障害のある方及びその保護者を対象とした支援事業。

臨床心理士が自立に向けたアドバイスをする「思春期発達相談室 あつとらんど」と、作業療法士が個別に、具体的な目標に向かって活動を提供する「Be・ユース」を実施。

【あつとらんど】第2・第4火曜日 第2・第4土曜日

対象：13歳～18歳の発達障害児・家族

総相談件数：延174件 新規相談件数：実31件

【Be・ユース】第2・第4土曜日

対象：13歳～18歳の発達障害児

実施回数：35回 参加者数：延37人

⑤ 青年期発達障害者支援事業（家族のコミュニケーションスキルアップトレーニング）

当事者とその家族を対象にした各種支援事業を実施。具体的には、青年期以降の当事者家族を対象にした「大人版ペアレントトレーニング」を実施。

講師：関西学院大学大学院文学研究科 受託研究員 廣瀬 眞理子 氏ほか

4月28日～6月9日 全4回 参加者：28人

10月13日～11月24日 全4回 参加者：24人

ブラッシュアップセミナー 全2回 参加者：延23人

⑥ 当事者向け SST「グループセッション」の実施

発達障害者相談窓口を利用中で、就労を目指す当事者の方を対象にした SST を実施。就労や社会生活場面で必要なコミュニケーションスキルについて、講義やロールプレイを通して学ぶ。

講師：三田谷治療教育院

11月1日～29日 全5回 参加者：25人

2月7日～21日 全3回 参加者：13人

令和5年度から就労支援に関する保護者向け講座を実施予定。

⑦ パートナーとのコミュニケーション講座

発達障害者相談窓口利用中で配偶者が発達障害の特性をもっている方を対象に、夫婦間で円滑なコミュニケーションがとれるようなコツを学ぶ講座を実施。

講師：三田谷治療教育院

9月6日、13日 全2回 参加者：7人

⑧ オンラインプラットフォームを活用した大学生支援

オンラインのプラットフォーム『Virtual Inclusion Campus@Kobe（略称VIC@K：ビック）』を活用し、発達障害のある学生のネットワークや障害学生同士の自助による支援に努める。

令和3年度は学園都市近辺の大学および高専（10校）の大学教職員を対象にキックオフミーティング（1月）とミートアップイベント（3月）を開催。

令和4年度は対象を神戸市全体の大学（22校）へ拡大。ミートアップイベント（企業やOBとの交流の場）と大学教員向け定期相談会（オープンキャンパス）を定期的に行う。（令和2年度までは当事者向け SST として実施）

・委託先：社会福祉法人すいせい

定期相談会 4月28日～2月27日 全6回 参加者：8人

ミートアップイベント 7月13日、9月13日、1月30日 全3回 参加者：45人

(3) 人材育成・支援者支援

① 発達障がいセミナー

「発達クリニック」での知見やノウハウを生かして、保育所や児童館・児童発達支援事業所等の福祉施設職員を対象に資質向上のために実施。一部の講座は一般市民公開。

対象：保育所、幼稚園、児童館や児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を含めた福祉施設職員及び一部一般市民公開

**【支援者対象】** 5月28日～10月22日 全9回実施 参加者：延497人

**【ボランティア対象】** 7月30日～1月28日 全7回実施 参加者：延508人

② 関係職員向け研修

- ・発達障害者相談窓口、居場所、相談支援センター、しごとサポート、区役所職員等対象

講師：兵庫教育大学大学院教授 井澤 信三 氏 9月28日 参加者：53人

- ・全市事例検討会

講師：兵庫教育大学大学院教授 井澤 信三 氏 2月22日 参加者：34人

- ・発達障害者相談窓口職員対象

講師：関西学院大学教授 米山 直樹 氏ほか 全2回 参加者：15人

③ 窓口別研修会

発達障害者相談窓口が実施。居場所、就労推進センター等関係機関職員が参加

④ 発達障害者相談窓口巡回支援（関西学院大学）

4か所の発達障害者相談窓口に対して、個別事例等を検討

講師：関西学院大学大学院 文学研究科 受託研究員 廣瀬 眞理子 氏

4窓口×2回 参加者：14人

⑤ 地域支援マネジメント事業

発達障害に知見や専門的知識を有する職員等により、思春期事業等へのスーパーバイズを実施し、関係機関職員及び事業所等のスキルアップを行い、利用者支援の充実を図る。

地域支援マネジャー：作業療法士 篠川 裕子 氏

思春期事業カンファレンス 3回 参加者：12人

令和4年度より、教育委員会と連携し、地域支援マネジャーが市立高校通級教室を定期的に巡回支援し、高校通級担当教諭へ助言。

(令和5年度は巡回回数を拡大予定)

地域支援マネジャー：作業療法士 篠川 裕子 氏

神戸工科高校 3回 参加者6人 摩耶兵庫高校 3回 参加者6人

高校通級指導教室カンファレンス 1回 参加者3人

⑥ 兵庫県かかりつけ医等発達障害者対応力向上研修

発達障害における早期発見・早期支援の重要性から、どの地域においても一定水準の発達障害の診療や対応が可能となるように、各地域の推薦する医療従事者が国主催研修を受講し、地域に戻って、かかりつけ医等の医療従事者に対して、対応力向上研修を実施。

兵庫県、県医師会の事業に、神戸市医師会とともに県市協調事業として共催。

講師：神戸市総合療育センター 診療所長 高田 哲 氏

神戸市西部療育センター 診療所長 加藤 威 氏

発達応援室みえる 代表 橋本 美恵氏

12月15日 会場・オンライン併用で実施 参加者：72人

#### (4) 市民啓発・広報事業

##### ① 一般市民向け講演会

発達障害への正しい理解を深め、地域での支援を広げることを目的に、一般市民向け講演会を開催。

・10月12日 会場 / 10月26日～11月24日 動画配信 (市民福祉大学共催事業)

テーマ：思春期の子どものごころとからだ～発達障害のある方が悩むこと～

講師：大阪医科薬科大学病院小児科 非常勤医師 金 泰子 氏

会場参加者：64人 動画配信：258人

・3月6日～3月31日 動画配信

テーマ：発達障害の診断から20年経過して～ポジティブに生きる神戸っ子より～

講師：神戸市発達障害者ピアカウンセラー 笹森 理絵 氏

動画配信：470人

##### ② 出前トーク (市民向け啓発講座)

出前トーク等個別要請に基づき、研修講師を派遣

全4回(神戸市民医療センター西市民病院、県立東灘高校、りぼんの会、富士電機神戸協力) 参加者：延82人

##### ③ パネル等展示

- ・「世界自閉症啓発デー」(4月2日)及び「発達障害啓発週間」(4月2日～8日)に合わせ、「LIGHT IT UP BLUE JAPAN」等発達障害の市民啓発のためのパネル展示を実施。
- ・神戸市生涯学習支援センター(3月16日～4月15日)、さんちかギャラリー(3月24日～31日)、さんちかアドウィンドウ(4月1日～28日)でパネル展示
- ・ライト・イット・アップ・ブルー2022 実行委員会主催のイベント協力(ポスター等掲示、啓発誌に掲示掲載)
- ・「ちょっと気になるうちの子のこんなこと Q&A チラシ」をイオン子育て情報コーナーに配布。(イオン神戸北店、ジェームス山店、垂水店、藤原台店、Umie店、神戸南店)

##### ④ ホームページ等

センター主催及び関係機関の研修会・講演会案内、発達障害QA、相談窓口、関係機関リンク等を掲載し、ホームページの充実等市民や支援者に役立つ情報発信の実施。

##### ⑤ 啓発冊子等の配布

発達障害者支援センターの啓発冊子等を随時配布し、相談窓口等の広報を行うなど、市民向け啓発の実施。

## 次期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定について

本年度は、現計画である障がい者プランのうち、第6期神戸市障がい福祉計画及び第2期神戸市障がい児福祉計画の最終年度となっています。神戸市障害者施策推進協議会において、次期計画である第7期障がい福祉計画及び第3期神戸市障がい児福祉計画の策定作業を行います。

計画の策定にあたっては、それぞれの地域の障がい者の置かれている環境やニーズの把握等を行うことが必要であり、国の基本指針において、発達障がい者に対する支援の検討について、発達障害児(者)支援地域協議会を活用することが重要とされています。

【参考】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和五年五月十九日 こども家庭庁 厚生労働省告示第一号）

## ○発達障害者等に対する支援

## (一) 発達障害者等への相談支援体制等の充実

発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。以下同じ。）の複数設置や発達障害者地域支援マネージャーの配置等を適切に進めることが重要である。また、これらの発達障害者等に対する支援については、別表第一の七の表各項に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

## (二) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。

そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

## ○協議会の活性化

都道府県及び指定都市は、地域における発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う発達障害者支援地域協議会（発達障害者支援法第十九条の二に規定する発達障害者支援地域協議会をいう。）を設置し、活用することも重要である。

# 1 計画の位置づけ

## (1) 計画概要

神戸市障がい者プランは以下の3計画で構成されています。

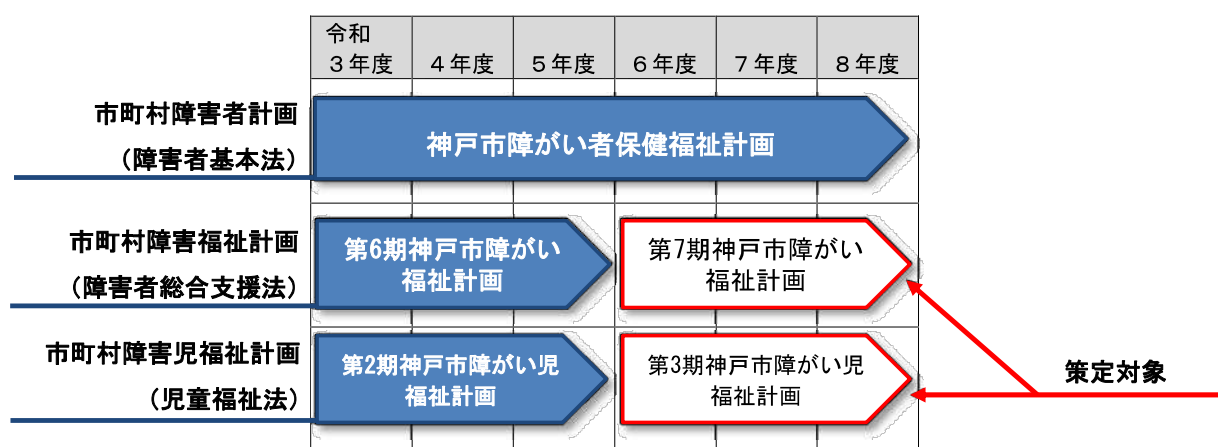
- 神戸市障がい者保健福祉計画 …… 障害者基本法に基づく市町村障害者計画
- 第6期神戸市障がい福祉計画 …… 障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画
- 第2期神戸市障がい児福祉計画 …… 児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画

次期計画である『第7期神戸市障がい福祉計画』及び『第3期神戸市障がい児福祉計画』は、障害児・者間の切れ目のない施策立案・実施を重視し、一体的な計画として策定します。

また、両計画と『神戸市障がい者保健福祉計画』とは、神戸市における障害者の福祉施策について、互いに連携し整合性をとりながら推進していく必要があるため一体的なものとして策定します。

## (2) 計画期間

次期計画『第7期神戸市障がい福祉計画』及び『第3期神戸市障がい児福祉計画』は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定します。



## (3) 国の基本指針について

国の基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるものです。市町村はこの基本指針に即して、障害福祉計画・障害児福祉計画を策定することになります。

## (4) 策定根拠

### ◆市町村障害者計画（現計画：神戸市障がい者保健福祉計画）

市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。

現計画は令和8年度までの計画期間のため、今回の策定作業対象外です。

#### 障害者基本法（抜粋）

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第6項 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項（※）の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

（※第36条第4項の合議制の機関：神戸市障害者施策推進協議会）

### ◆市町村障害福祉計画（策定対象：第7期神戸市障がい福祉計画）

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

#### 障害者総合支援法（抜粋）

第87条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。 [2～6略]

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。 [4～5略]

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

### ◆市町村障害児福祉計画（策定対象：第3期神戸市障がい児福祉計画）

障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

#### 児童福祉法（抜粋）

第33条の19 内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。 [2～6略]

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。 [2～5略]

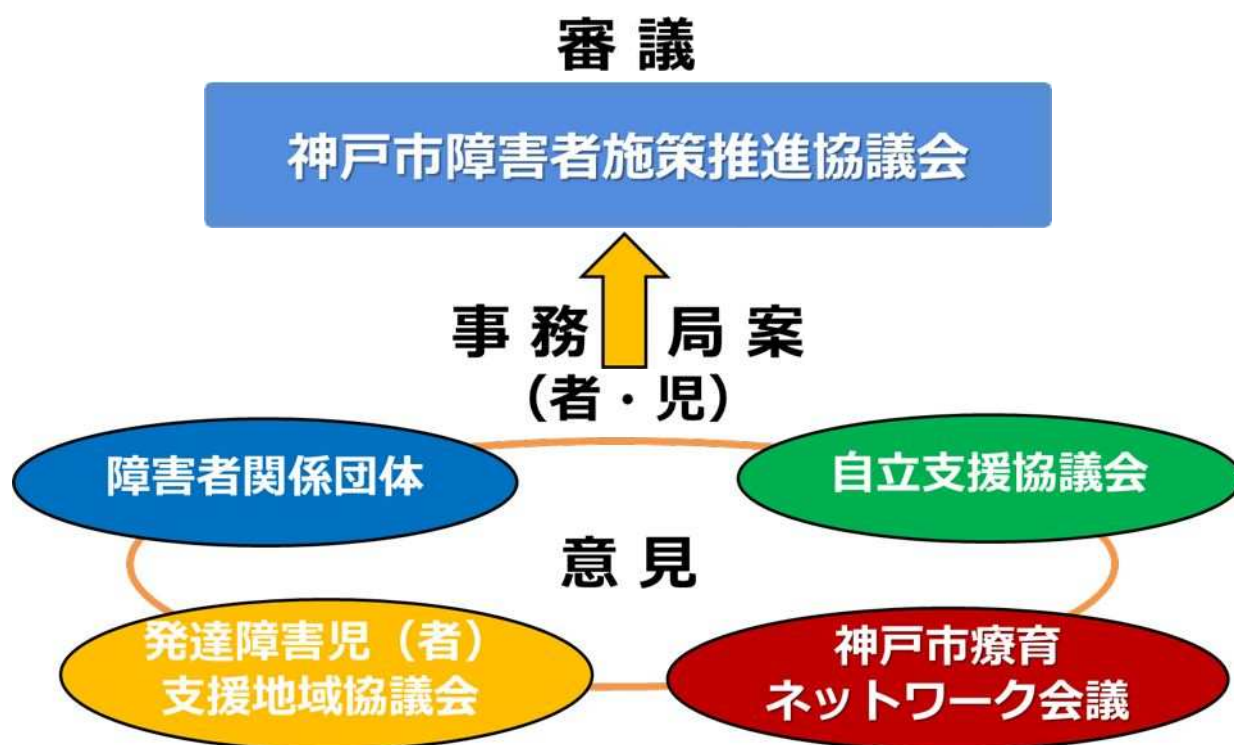
6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

## 2 計画策定の方法等について

### (1) 神戸市における計画の策定にあたって

#### ①策定方法

本計画策定に向けた審議は神戸市障害者施策推進協議会にて行うものとします。また、国の基本指針において求められているとおり、地域の実情を把握するため、障害者関係団体からのヒアリングや、神戸市自立支援協議会や神戸市療育ネットワーク会議、発達障害児（者）支援地域協議会など障害福祉の推進に資するためのその他協議の場より意見聴取を行うこととします。





## ②策定スケジュール（案）

計画の策定スケジュール（案）は以下のとおりです。

年・月	業務内容	推進協
R5 5月	国より次期計画指針の提示	
6月	基礎資料及び統計資料等の整理・分析 （6・2計画の評価等）	ヒアリング 調査企画・ 調整
7月	計画素案作成作業 （成果目標策定、 見込量推計⇔目標 量の設定、確保策 検討）	【兵庫県】 R4実績まとめ
8月		【兵庫県】 R6-R8見込まとめ
9月	計画素案（事務局案）の提示	第2回 （9月上旬）
10月	委員意見等ふまえた 計画素案調整作業	
11月	計画素案（調整版）の提示、承認	第3回 （11月中旬）
12月	パブリックコメント	
R6 1月		
2月	計画案（最終版）の提示、承認	第4回 （2月中旬）
3月	計画の確定、公表	

# 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末～5月半ば頃に告示予定。  
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

## 2. 本指針の構成

### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

### 3. 基本指針見直しの主な事項

#### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

#### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

#### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

#### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

#### ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

#### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

#### ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

#### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

#### ⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

#### ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

#### ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

#### ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

#### ⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

### ①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

### ③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

### ⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

### ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

## 5. 活動指標

### ①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

### ③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

### ④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

### ⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

### ⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

### ⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

### ⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】



## 神戸市発達障害者児（者）支援協議会意見（素案）

### 【会議の概要】

- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十四号）十九条の二に規定された、都道府県・政令指定都市において設置することができることとされた協議会。
- 地域における発達障害のある人の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況などについて検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う。
- 発達障害児者支援にかかる具体的な課題を抽出し、「神戸市における発達障害児者支援の取り組みについての提言書（令和3年3月）」をまとめた。

### 【次期計画策定に向けての課題と方向性および意見（案）】

- ・現行の計画（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）策定時に本協議会から提出した意見について、課題とする大項目を、令和3年3月にまとめられた提言書の5つの柱に整理。
- ・整理した5つの柱に沿って、令和3年度からの取り組み実績などの経過を踏まえ、その間に新たに顕在化してきた課題と目指すべき方向性について、委員意見を聴取し、内容を改定する。（次頁以降）

#### （令和2年度・前回意見）

- 1 幼児から就学前・就学後の時期における切れ目ない支援
- 2 医療の立場からの連携先
- 3 就労してからの支援、生活の支援
- 4 思春期世代の支援
- 5 支援機関の質の向上



※項目整理（令和3年3月の提言項目へ）

#### （令和5年度・今回意見）

- 1 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施
- 2 個人に関する情報を関係機関が共有するための仕組みづくり
- 3 支援に関する情報を市民及び関係機関に提供するための仕組みづくり
- 4 人材育成の取り組み
- 5 発達障害に対する理解の促進

1. 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援

課題と方向性	意見および提案（案）
<p><u>・問題やニーズの多様化、複雑化に対応可能な支援機関の連携強化</u></p> <p>・計画相談の利用促進、サービスの連携</p>	<p>・支援機関がそれぞれの専門性を活かしたネットワークを構築し、支援の向上に努める</p> <p>・関係機関による具体的な解決方法を検討する機会を設け、支援の充実と連携強化を図る</p> <p>・学校のコーディネーターを専任にし、医療機関と連携のとれるシステムが必要</p> <p><u>・身近な地域での支援に繋げていくための仕組みづくりが必要</u></p>
<p><u>・療育センターやこども家庭センターにおける待機期間の長期化解消</u></p> <p>・思春期世代の支援強化</p> <p>・就労後に向けた支援の継続</p>	<p>・障害者（児）のサービス等利用計画作成にあたっては、適切な支援が行われるよう、保護者のみで作成するセルフプラン率を下げる取り組みが必要</p> <p><u>・待機期間の長期化の原因となっている問題点を明らかにし、他都市における対策をも参考にし、待機解消への解決策の早急な検討が必要</u></p> <p>・家族との関係改善が本人の生きやすさにつながることから、思春期世代の親を対象としたペアレント・トレーニングを取り入れる</p> <p>・就労後につまずかないために、高校や大学在学中における修学支援や卒業後に向けた情報提供、支援機関の連携強化が必要</p>

2. 個人に関する情報を関係機関が共有するための仕組みづくり

課題と方向性	意見および提案（案）
<p><u>・各関係機関が把握する情報の相互共有</u></p>	<p>・医療機関を含む各関係機関で把握している情報と、連携先が必要としている情報を明確にし、個人情報に留意しながら、必要な情報を共有する仕組みを検討する</p> <p>・本人に関わる検査成績・結果などのデータについて、ICTの導入を含め、本人や保護者が、必要な時に必要な情報を取り出せる仕組みを検討する</p> <p>・保育所や幼稚園、小学校等における本人についての支援情報を共有・連携し、学童保育においても適切な対応を実施する</p> <p>・サポートブックとネットワークプランの周知を計り、両者の相違点をふまえた上で様式の見直しや情報連携の仕組みを検討する</p>



3. 支援に関する情報を市民及び関係機関に提供するための仕組みづくり

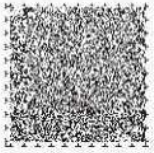
課題と方向性	意見および提案（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関や支援機関それぞれからの連携先の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援センターは、ネットワークを生かし、様々な支援の取り組みについて常に内容を把握し、発信していけるよう、情報を集約する仕組みを構築する</li> <li>・集約した情報については、医療機関、市民、支援機関など、提供先別に、インターネットや紙媒体を併用しながら、きめ細かに提供し、確実に受け止められる仕組みを構築する</li> </ul>

4. 人材育成の取り組み

課題と方向性	意見および提案（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援機関の質の向上</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>診断がつかない間での家族の不安解消、支援強化</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援機関の職員について、必要な研修や啓発、巡回指導等を適時に行い、さらに研修を受講した者が、広く地域の支援者に対し、スーパーバイズできるような研修体系としていく</li> <li>・関係機関における支援者が、支援者間で自発的に意見交換して好事例や改善内容を共有し、相互にレベルアップできる機会を提供する</li> <li>・発達障害児者の支援に関わる職員について、研修やトレーニングなどを通じ、発達障害についての最新の知識・情報を提供する。</li> <li>・<u>総合的な知識を備えた職員の育成に力を入れるとともに、その職員が配置されている支援機関を市民に分かりやすく「見える化」する</u></li> <li>・<u>親の会を中心としたペアレントメンターの養成と活動支援についての検討を行い、家族が不安や悩みを共有できる場づくりを行う</u></li> </ul>

5. 発達障害に対する理解の促進

課題と方向性	意見および提案（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>民間事業所等に対する合理的配慮義務の啓発</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>市民理解の一層の促進</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や職場で、発達障害児者それぞれに合った適切な環境調整がなされるよう、障害者差別解消法に定義された合理的配慮について正しく理解する機会や助言する機会を提供する</li> <li>・発達障害児者に関わるすべての市の職員に対する啓発を充実させ、職員自らが地域や職場の理解を進める</li> </ul>



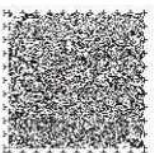
#### 4) 神戸市発達障害児(者)支援地域協議会意見

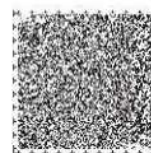
##### 《 会議の概要 》

発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十四号）十九条の二に規定された、都道府県・政令指定都市において設置することができることとされた協議会。地域における発達障がい者のある人などの課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況などについて検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う。

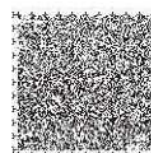
##### 《 課題および意見 》

課 題	意見・提案
①乳幼児から就学前・就学後の時期における切れ目のない支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な施策や事業の連携が不足している。</li> <li>・ 就学時、進学時の情報伝達が不十分で支援が途切れてしまう。</li> <li>・ 計画相談の対象となっていない場合が多く、サービスの連携がとれていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援機関における支援情報を共有する必要がある。</li> <li>・ 専門性が高くコーディネートできる支援者の配置。</li> <li>・ 子どもの発達遅れに不安を抱える親の悩みを受け止める場が必要である。</li> <li>・ 発達障害者支援センターが、こどもから学齢期、大人へと確実に繋ぐ仕組み作りの役割を担う。</li> <li>・ 総合療育センターとこども家庭センターが、それぞれの果たすべきミッションを明確にする。</li> </ul>
②医療の立場からの連携先	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かかりつけ医からみて、どこに支援が繋がっているのかわかりにくく、医療と福祉、また教育との連携がうまくいっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関でも相談に対応できるよう、適切な支援情報を提供する必要があります。</li> <li>・ 各療育センターを中心とし、勉強会等を開催してネットワークをつくり、顔の見える関係にするとよいのではないかと。</li> </ul>
③就労してからの支援、生活の支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校で実施している進路指導が、どの程度就労定着に結びついているかわからない。</li> <li>・ 雇用側の現場の理解が不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「何かができればよい」という視点で、自立までもっていき就労につなげるという考え方を支援者で共有する必要がある。</li> <li>・ 自分の特性を強みにし、胸を張って社会に出られる仕組みをつくれぬか。また、セルフヘルプで居場所や仲間づくりを行う機会と場を提供してはどうか。</li> <li>・ 教育の中に、18歳以降のビジョンや就労のイメージを持つ等意識を持たせる取り組みや18歳以上や大学卒業後の支援を強化する必要がある。</li> <li>・ 就労に係る福祉サービスの充実や就労関係機関の意識向上を図るべき。</li> </ul>





課 題	意見・提案
④思春期世代の支援	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 義務教育後、思春期年代のサポートや相談できる場所が少ない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ひきこもりにさせないため、自分の障がいへの気付きと対応のためのプログラムを発達障害者支援センターが実施する必要がある。</li><li>・ 相談を受け、次の相談機関の案内ができる窓口を教育委員会に設置すればどうか。</li><li>・ 高校の学校現場の支援強化や市内の大学との連携が必要である。</li><li>・ 相談窓口を、相談しやすい場所にできないか。また、本人や親の話が聞いてもらえるような思春期世代のための居場所がほしい。</li></ul>
⑤支援機関の質の向上	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 放課後等デイサービス事業所や就労移行支援事業所等のサービスの質に差がある。</li><li>・ 人材を育てるシステムが十分でない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童の通所事業所向けの研修を質の高いものにする必要がある。</li><li>・ 事業所間で意見交換して改善し、公開していくことで、相互にレベルアップできるのではないか。</li><li>・ 支援機関の評価基準をつくってはどうか。</li></ul>



## 第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画

(神戸市障がい者プランP35～45)

### 第2章 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策

内容	担当課	単位	第6期見込(量)			実績		
			R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
発達障がいのある人に対する支援	障害福祉課 発達障害者支援担当	開催回数 (回/年)	2	2	2	2	2	
		相談件数 (件/年)	1,120	1,220	1,320	921	901	
		助言件数 (件/年)	31	31	31	17	24	
		研修、啓発件数 (件/年)	230	230	230	118	138	
		受講者数 (人/年)	150	150	150	214	188	
		人数	10	10	10	10	11	
		参加人数 (人/年)	70	70	70	70	48	

### 第3章 地域生活支援事業の種類ごとの見込量と確保の方策

内容	担当課	単位	第6期見込(量)			実績		
			R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
(11)発達障害者支援センター運営事業	障害福祉課 発達障害者支援担当	実施箇所数	5	5	5	5	5	
		実利用者数 (人/年)	6,000	6,000	6,000	4,655	4,832	
(15)広域的な支援事業								
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	障害福祉課 発達障害者支援担当	協議会開催回数 (回/年)	2	2	2	2	2	